

1. 地域生活支援拠点等の整備に関する検討

- ・寝屋川市において必要な機能や内容、整備の手法等を、自立支援協議会に設置する検討組織（プロジェクト）で、今期計画期間中の整備に向けて検討します。検討組織（プロジェクト）のメンバーは、地域生活支援拠点等に求められる機能をふまえた構成とします。
- ・グループホーム等の居住系サービスの確保に向けた取り組みについても、国における障害者総合支援法の見直しの状況もふまえながら検討します。

2. 障害児支援に関する取り組みの推進

- ・自立支援協議会の障害児部会において「乳幼児期からのライフステージを通じた支援のしくみづくり」について検討をすすめます。
- ・障害児部会ワーキング会議や障害児通所支援事業者連絡会において、放課後等デイサービスを含めた乳幼児期から学童期までの障害児支援福祉サービスについて情報交換等を行いながら、サービスの確保や充実に向けた取り組みの充実を図ります。

3. 自立支援協議会の推進

- ・難病・医療的ケア支援検討会や地域生活支援部会ワーキング会議などのあり方についての検討をすすめます。
- ・委託相談支援事業者との連携を強化し、事務局機能の充実を図ります。

4. 相談支援の充実

- ・計画相談支援をサービス利用者全員が利用することとなる状況もふまえ、指定特定相談支援事業者の確保やスキルアップを図るための取り組みを推進します。
- ・基幹・委託・指定特定相談支援事業者等の連携システムの構築等を含めた相談支援全体のあり方を、基幹相談支援センターを市と委託相談支援事業所が連携して運営した1年の成果と課題などもふまえて自立支援協議会等で検討し、充実を図ります。

5. 権利擁護に関する取り組みの推進

- ・虐待防止センターと基幹相談支援センターとの連携をすすめるとともに、他の分野とも連携しながら、権利擁護に関する取り組みの充実を図ります。
- ・成年後見人等を確保する方策のひとつとして、法人後見支援の実施に向けて検討します。
- ・障害者差別解消法が施行されることに対応し、啓発や既存の窓口を活用した相談への対応、庁内での取り組みなどを推進します。

6. 災害時・緊急時の支援体制の充実

- ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新と活用、避難所運営に関するマニュアルの活用と訓練の実施などを、地域や福祉事業者等と連携して推進します。

7. 第3次障害者長期計画の検討

- ・今後の障害者施策推進の基本となる第3次障害者長期計画について、第5期障害福祉計画に先行し、第2次障害者長期計画の総括や障害者施策全般のニーズ把握などに着手します。